

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子	1～5

1 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

保険料の所得割等の賦課割合および基礎賦課限度額等を改定し、ならびに国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料の減額に関する基準を改めるため

(2) 改正内容

①賦課割合の改定（第13条，第13条の6の5，第13条の10）

保険料の賦課割合のうち，所得割の賦課割合を100分の46から100分の45に改め，均等割の賦課割合を100分の34から100分の35に改める。

②賦課限度額の改定（第13条の6，第13条の6の10，第19条，第19条の4）

基礎賦課分賦課限度額を65万円から66万円に改め，後期高齢者支援金等分賦課限度額を24万円から26万円に改める。

③保険料軽減判定所得の改定（第19条）

被保険者応益割を減額する基準のうち，5割軽減の基準について，被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に改め，2割軽減の基準について，被保険者数に乗ずる金額を54万5,000円から56万円に改める。

(3) 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

(4) 適用区分

改正後の第13条第1項，第13条の6，第13条の6の5第1項，第13条の6の10，第13条の10第1項，第19条および第19条の4の規定は，令和7年度以後の年度分の保険料について適用し，令和6年度分までの保険料については，なお従前の例による。

函館市国民健康保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第13条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 基礎賦課総額の<u>100分の46</u>に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の<u>100分の34</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条の6 第10条の基礎賦課額は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p> <p style="text-align: center;">(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第13条の6の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の46</u>に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の34</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第13条の6の10 第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができな</p>	<p style="text-align: center;">(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(1) 所得割 基礎賦課総額の<u>100分の45</u>に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の<u>100分の35</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条の6 第10条の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p> <p style="text-align: center;">(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第13条の6の5 (略)</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の45</u>に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の35</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第13条の6の10 第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>26万円</u>を超えることができな</p>

い。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第13条の10 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の46に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の34に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) (略)

2 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

- (1) (略)
- (2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に29万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

い。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第13条の10 (略)

- (1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の45に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) (略)

2 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

- (1) (略)
- (2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に30万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に54万5,000円に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ （略）

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

（出産被保険者の保険料の減額）

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第4項に規定する場合を除く。）。)

(1)・(2) （略）

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「65万円」とあるのは「24

(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に56万円に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ （略）

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

（出産被保険者の保険料の減額）

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする（第4項に規定する場合を除く。）。)

(1)・(2) （略）

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26

万円」と、「第4項」とあるのは「第5項において準用する第4項」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第19条第1項に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1)・(2) (略)

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と読み替えるものとする。

万円」と、「第4項」とあるのは「第5項において準用する第4項」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第19条第1項に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。

(1)・(2) (略)

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と読み替えるものとする。